



令和6年10月30日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が10月25日（金）に閣議決定され、本日（10月30日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

※当該災害は、令和6年10月5日及び10月11日に「令和6年9月20日からの大雨による災害」として激甚災害の指定見込みを公表したものです。
また、適用措置については、上記見込み公表から変更ありません。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 岡村、梅田

T E L : 03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害
(※令和6年9月20日からの大雨による災害)

2. 適用措置の指定

【本激】

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ)

② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は86%→96%に嵩上げ)

③ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）

公立社会教育施設の災害復旧事業に対し2/3の補助。

④ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）

私立学校施設の災害復旧事業に対し1/2の補助。

⑤ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

【局激】

【適用措置】

○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）
事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。

【対象地域】

石川県輪島市
わじまし

3. スケジュール

10月25日（金） 閣議決定
10月30日（水） 公布・施行



令和7年4月25日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を延長する政令が、4月22日（火）に閣議決定され、本日（4月25日（金））公布・施行されました。

I 政令の概要

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨により被害を受けた石川県輪島市の中小企業に関する特別の助成として講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を延長し、令和8年4月28日までとします。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

II スケジュール

4月22日（火） 閣議決定

4月25日（金） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 江口、桑

T E L : 03-5253-2111（代表、内線51382・51383） 03-3593-2847（直通）

令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一部を改正する政令案 新旧対照条文）

○令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第三百二十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>
<p>（略）</p> <p>（災害関係保証に係る期限の特例）</p>	<p>（新設）</p> <p>（略）</p>

政令第百八十三号

令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しつして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、本則に次の一条を加える。

（災害關係保証に係る期限の特例）

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、令和八年四月二十八日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。